

B 3 4

エムシーパートナーズ株式会社

一斉休憩適用除外に関する協定

平成26年8月1日

## 一斉休憩の適用除外に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社横浜支社（以下「会社」という。）とエムシーパートナーズ株式会社横浜支社従業員代表（以下「従業員代表」という。）は、労働基準法第34条第2項但書の規定に基づき、一斉休憩の適用除外に関し、次のとおり協定する。

（適用対象者）

第1条 この協定は会社に勤務する従業員の内、社員並びに嘱託について適用する。

（休憩時間の付与方法）

第2条 従業員就業規則第8条の労働時間が適用される社員並びに嘱託で外回り、来客応対等で休憩時間帯に休憩時間が確保できない場合の休憩時間は次の通りとする。

9:00～17:45の途中で60分

尚、フレックスタイム制適用対象者で午後1時以降始業する場合で実労働時間が6時間以上に及ぶ場合は1日の就業時間の途中で60分

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成26年8月1日から1年間とする。但し、この協定の有効期間満了日の30日前までに会社、従業員代表いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間有効とし、その後においても同様とする。

平成26年8月1日

エムシーパートナーズ株式会社横浜支社  
支社長 小林 俊



エムシーパートナーズ株式会社横浜支社  
従業員代表  
人材派遣部 平柳 智子

